

第5次北海道食の安全・安心基本計画素案について

北海道食の安全・安心基本計画の役割（関係する主な計画との関係）（農産物に関わる計画を例に）

食の安全・安心に関する本計画は、「北海道総合計画」に示す特定分野についての計画であり、農産物関連では他に、生産や販売・流通に関する「北海道農業・農村振興推進計画」、輸出に関する「北海道食の輸出拡大戦略」があります。

◎北海道総合計画

重点戦略計画（総合計画のもとで重点的・分野横断的に推進する計画）

○北海道創生総合戦略 等

特定分野別計画（総合計画に示す特定の分野の政策の基本的な方向等を明らかにする計画）

○北海道農業・農村振興推進計画

- 生産
- 販売・流通
- 担い手・人材
- 道民理解の促進

○北海道食の安全・安心基本計画

- 安全・安心な食品の生産、流通
- 表示、認証
- 食育、地産地消
- 道民理解の促進

○北海道食の輸出拡大戦略

- 輸出品目の拡大
- 商流・物流網の整備
- ブランドの浸透・市場拡大

施策別計画（特定分野別計画の方向等に基づき施策ごとに策定する計画）

- 北海道酪農・肉用牛生産近代化計画
- 北海道果樹農業振興計画
- 北海道クリーン農業推進計画
- 北海道有機農業推進計画

●北海道食育推進計画

●北海道食品ロス削減推進計画

など

第5次北海道食の安全・安心計画の素案検討にあたり聴取した主な意見

第1回北海道食の安全・安心委員会(7月)での意見

- ・みどりの食料システム戦略に沿って有機農業の取組を増やすにあたっては、堆肥など有機質資材の使用による環境リスクなどの管理も重要
- ・食料安全保障の観点を盛り込むとともに、生産者が安心して国産の飼料・肥料等を利用できる環境整備や、これらの取組への消費者の理解向上に取り組むべき
- ・食中毒防止のため、水産物は温度10℃程度でも細菌が増殖するリスクを一般道民に対して周知すべき

地域意見交換会(8~9月)での意見

区分	主な意見
情報の提供	第4次計画など読ませてもらったが、一般の方にとっては内容が難しい。もっとわかりやすい資料があっいいい ／各世代に合わせ、複数の媒体を使って情報発信すべき
安全・安心の確保	現在行われている取組がどうして安全・安心につながるのか、消費者等に伝えることが必要 ／貝毒の検査料の負担が大きい
ｸｰﾝ農業・有機農業	有機農業の取組人数や面積を増やす方向性を取り入れてもらいたい／食料安全保障と環境保全型農業はトレードオフの関係なので、そういう点について消費者の理解を得ながら施策を進めるよう国に働きかけていって欲しい
家畜伝染病	高病原性鳥インフルエンザのような家畜伝染病の予防やまん延防止について、生産者と消費者が安心できる対策をお願いしたい
食品の表示等	YES!cleanや愛食レストランなど、道の各種認証制度について、もっと周知すべき ／ゲノム編集技術応用食品の一部は、現段階では食品表示 基準の表示の対象外だが、対象とすべき
リスクコミュニケーション	リスクコミュニケーションの機会を増やすことが大事／ゲノム編集や遺伝子組換えは市民にとって難しく、興味もあるが不安にも感じている、という声がある／ALPS処理水の報道の際に、安全に関する情報を入れてもらえると安心する
地産地消	SDGsや環境負荷低減には地産地消が一番だと思うので、道産品、国産品を選べるようにして欲しい
価格形成	フードチェーン全体で農産物・水産物の適切な価格形成を受け入れる意識が国民全体に定着することが大事

第5次北海道食の安全・安心基本計画素案の概要

第4次計画策定後の社会情勢の変化や、食の安全・安心委員会や道民の意見等を踏まえ、第5次計画の素案を検討。

■ 検討の視点

- 食料の安定確保への消費者の関心の高まり
- 食を取り巻く情勢の変化に対する消費者の不安
- SDGsや環境を重視する動きの加速
- 情報の発信・収集手段の多様化

社会情勢の変化 <ul style="list-style-type: none">・ 食料安全保障上のリスクの増大・ 食料品価格の高騰・ 食品アクセスの問題の顕在化・ 持続的な食料システム構築の声の高まり	法令の制定・改正等 <ul style="list-style-type: none">・ 改正食品衛生法の完全施行(HACCPに沿った衛生管理の義務化)・ みどりの食料システム戦略の策定、みどりの食料システム法の施行等
食に関わる主な出来事 <ul style="list-style-type: none">・ 家きん飼養農場で高病原性鳥インフルエンザ発生・ 食品の原材料や原産地に関する不適正な表示・ ゲノム編集技術を活用した農水産物の販売開始・ 政府がALPS処理水の海洋放出を開始	これまでの食の安全・安心委員会や道民の主な意見 <ul style="list-style-type: none">・ 食料安全保障の観点や、生産者の取組への消費者理解の向上が必要・ 堆肥など有機質資材の使用による環境リスクなどの管理も重要・ 食料安全保障と環境保全型農業はトレードオフの関係という理解が必要・ SDGsや環境負荷低減には地産地消が一番・ ゲノム編集や遺伝子組換えに興味があるものの難しいため不安・ 各世代に合わせ、複数の媒体を使った情報発信が必要

■ 第5次計画の施策推進の視点

環境保全と安全な食料の安定供給の両立	衛生管理等による継続的な食の安全性確保
食のサプライチェーンに関する理解促進	情報共有や意見交換のより効果的な実施

「道民の健康の保護」「消費者に信頼される安全で安心な食品の生産及び供給」(条例第1条)

■ 第4次計画からの主な変更点

社会情勢の変化や法令の制定・改正等を踏まえた「施策推進の視点」から、第5次計画の素案を作成。

第4次計画では輸出の気運を高めるために設定した「食の安全・安心をめざす姿」を「施策推進の視点」に改めた。

第4次計画

第5次計画(素案)

<主な変更点>

第1部 本計画について

1 計画策定の趣旨

2 計画の位置付け

3 計画の期間（令和元～5年度）

4 計画の推進体制等

第2部 施策の推進方向

1 食の安全・安心をめぐる情勢

2 食の安全・安心をめざす姿

3 食の安全・安心を確保するための施策の重点的な推進方向

第1部 本計画について

1 計画策定の趣旨

2 計画の位置付け

3 計画の期間

（第4部へ移設）

第2部 食の安全・安心をめぐる情勢と施策の体系

1 食の安全・安心をめぐる情勢

（廃止）

2 食の安全・安心を確保するための施策の体系

- 気候変動や世界情勢の変化、高病原性鳥インフルエンザの影響による卵の供給不安などによる、食料の安定確保に対する消費者の関心の高まりを反映
- 「施策推進の視点」を設定
 - ・環境保全と安全な食料の安定供給の両立
 - ・食のサプライチェーンに関する理解促進
 - ・衛生管理等による継続的な食の安全性確保
 - ・情報共有や意見交換のより効果的な実施

—

令和6～10年度

—

- 食料安全保障上のリスクの増大
- 食料品価格の高騰
- 食品アクセスの問題の顕在化
- 持続的な食料システム構築の必要性

（6ページ参照）

第3部 講じる施策 (条例第10条～第26条に対応)
(第10条) 情報の提供
(第11条) 食品等の検査及び監視
(第12条) 人材の育成
(第13条) 研究開発の推進
(第14条) 緊急事態への対処等に関する体制の整備等
(第15条) 食品の衛生管理の推進
(第16～18条) 農産物等の安全及び安心の確保
(第19条) 水産物の安全及び安心の確保
(第20条) 生産資材の適正な使用等
(第21条) 生産に係る環境の保全
(第22条) 適正な食品表示の促進等
(第23条) 道産食品の認証制度の推進
(第24条) 情報及び意見の交換等
(第25条) 食育の推進
(第26条) 道民からの申出

第3部 講じる施策 (条例第10条～第26条に対応)	
(第10条) 情報の提供	全ての世代が食に関する情報を活用できるよう、様々な情報媒体を活用し提供
(第15条) 食品の衛生管理の推進	改正食品衛生法の完全施行を踏まえ、HACCPに沿った衛生管理に関する講習会の開催等により、食品事業者をサポート
(第16～18条) 農産物等の安全及び安心の確保	○みどりの食料システム戦略等を踏まえ、 ・良質な堆肥の施用等による土づくり ・有機農業拡大に向けた省力化技術の開発などを推進 ○高病原性鳥インフルエンザや豚熱について、これまでの道内外の発生事例に係る調査結果を踏まえ、飼養農場への指導を実施
(第22条) 適正な食品表示の促進等	食品表示に関する情報をウェブフォームでも受付し不正に対する監視体制を充実
	【指標】 監視体制の充実や原料原産地表示の義務化等を踏まえ、都府県に流通する道産食品の表示状況を調査するモニターの配置を終了
(第24条) 情報及び意見の交換等	リスクコミュニケーションを効果的に実施するため、食の安全・安心委員会の意見を聞きながらテーマや開催方法等を検討
(第25条) 食育の推進	食料の安定確保や環境負荷低減に対する消費者の関心の高まりを踏まえ、子どもや子育て世代の食育を強化し、地産地消の意義など食に関する道民の理解を促進
	【指標】 第5次食育推進計画と合わせて見直し
第4部 計画の推進体制	(第1部から移設)

「北海道食の安全・安心条例」の構成と「北海道食の安全・安心基本計画」素案の施策体系

「北海道食の安全・安心条例」

「北海道食の安全・安心基本計画」

第2章 食の安全・安心のための施策

第3部 講じる施策

第1節
基本的施策

第10条	情報の提供
第11条	食品等の検査及び監視
第12条	人材の育成
第13条	研究開発の推進
第14条	緊急の事態への対処等に関する体制の整備等

第1
食の安全・安心のための
基本的施策の推進

第2節
安全で安心な食品の生産
及び供給

第15条	食品の衛生管理の推進	
(農産物等の安全及び安心の確保)		
第16条	クリーン農業及び有機農業の推進	
第17条	遺伝子組換え作物の栽培による交雑及び混入の防止	
第18条	家畜伝染病の発生の予防及びまん延の防止	
第19条	水産物の安全及び安心の確保	生鮮水産物の鮮度の保持 貝類の安全確保
第20条	生産資材の適正な使用等	農薬の適正な使用等 動物用医薬品の適正な使用等 飼料及び飼料添加物の適正使用と良質な飼料の確保
第21条	生産に係る環境の保全	農用地の土壌汚染の防止 水域環境の保全 地下水の汚染の防止

第2
安全で安心な食品の生産及び供給

第3節
道民から信頼される表示
及び認証の推進

第22条	適正な食品の表示の促進等	食品の表示に関する監視体制の整備、適正な表示の促進 食品の生産過程の情報の記録、保管等の促進
第23条	道産食品の認証制度の推進	

第3
道民から信頼される表示及び認証
の推進

第4節
情報及び意見の交換、
相互理解の促進等

第24条	情報及び意見の交換等	
第25条	食育の推進	食育の推進 地産地消の推進
第26条	道民からの申出	

第4
情報及び意見の交換、相互理解の
促進等